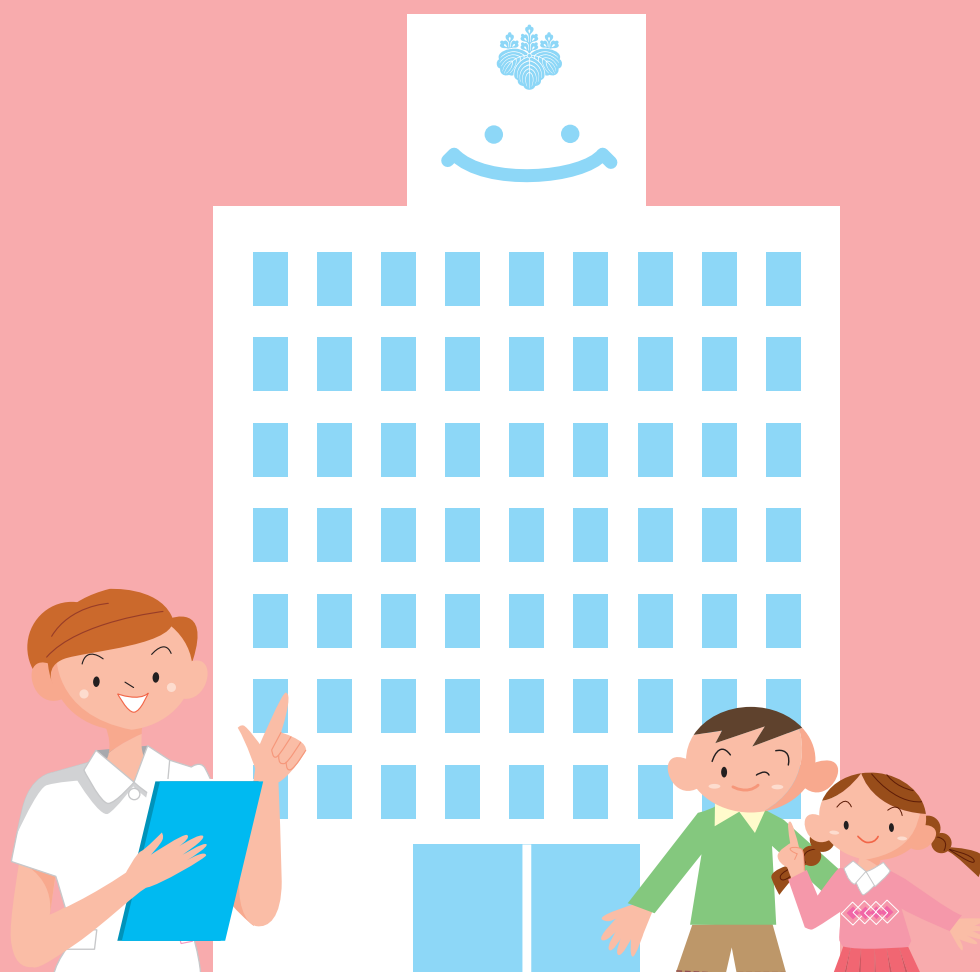


筑波大学附属病院

小児病棟へ入院される方へ

入院のご案内

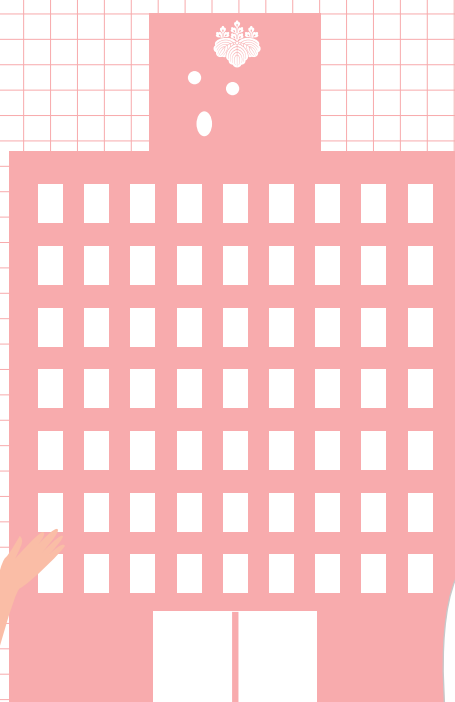
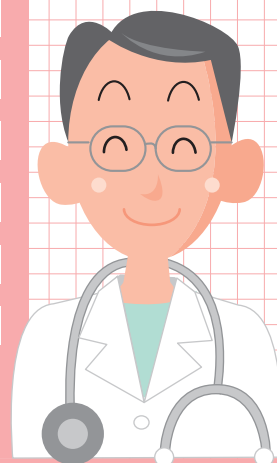


<http://www.s.hosp.tsukuba.ac.jp>

目次

もくじ

- 1 こどもの権利について..... 2
- 2 入院のご連絡・手続きについて..... 3
- 3 入院生活について 5
- 4 病院からのお願い 7
- 5 お子さんの医療費に関する助成制度について..... 9



1 こどもの権利について



あなたは、いつでもひとりの人間として大切にされ、自分の成長や発達など、どのようなときでも一番に考えた医療（病気を治す）を受けることができます。病気に立ち向かっていくためには、あなたとあなたのご家族や病院の医師、看護師などとお互いに力を合わせていくことが大切です。

- ◆ どのような病気にかかったときでも、他の人と同じようによい医療を受けることができます。
- ◆ お子さんでも病気のことや治療内容を知る（説明を受ける）ことができます。ただ、どのようにお子さんにお伝えするかは医師、看護師とご相談ください。
- ◆ 病気のことや病気を治す方法について、十分な説明を受けたうえで、自分の考えや気持ちを伝えることができます。
- ◆ あなたは、わからないことや不安なことがあるときはいつでも、聞いたり、話したりすることができます。
- ◆ あなたは、入院しているときでも、できる限り家族と一緒に過ごすことができます。
- ◆ 病気で入院していても、勉強したり、遊んだりすることができます。
- ◆ 病院で研究や新しいお薬の試験の協力などを頼まれたときは、十分な説明を受けて協力するかどうかを自分で決めることができます。やめたいときは、いつでもやめることができます。



2 入院のご連絡・手続きについて



●入院のご連絡

入院は、原則として入院する前の週の金曜日にお電話でご連絡します。

●入院日の流れ・手続きについて

① 入院の流れについて【小児病棟へご入院の場合】

感染症のチェックが必要となります。お子さんの場合は、もともと免疫力が大人と違って低いとされており、他の患者さんへの感染の拡大を防ぐために病棟にお入りになる前に「感染症チェック」をさせていただいております。入院日の流れについては別紙をご参照ください。

② 入院生活での持ち物について

入院は、共同での生活になりますので、間違いを防ぐために必ず持ち物には油性のマジックでお名前をご記入ください。

入院手続きに必要なもの [入院当日は、下記のものをご準備ください。]

- ☐ 診察券 ☐ 保険証 ☐ 入院保証書 ☐ 各種医療受給者証 ☐ 印鑑
- ☐ 母子手帳 ☐ お薬手帳（お持ちであればご持参ください）
- ☐ 退院証明書（交付されていればご持参ください）

入院生活に必要なもの [入院当日は、下記のものをご準備ください。]

- ☐ 母子手帳 ☐ お薬手帳（お持ちであればご持参ください） ☐ 服薬中のお薬
- ☐ 下着、オムツ ☐ 洗面用具（ボディーソープ、シャンプー、リンス、歯ブラシ、歯磨き粉）
- ☐ はし、スプーン等 ☐ コップ ☐ バスタオル（3枚程度） ☐ タオル（3枚程度）
- ☐ パジャマ（2～3枚程度）*レンタルもあります
- ☐ 室内履き（すべりにくくかかとのあるもの） ☐ ティッシュペーパー
- ☐ おもちゃ（2～3コ） ☐ 学習道具（必要時）
- ☐ イヤホン（病室内ではイヤホンを使用させていただきますのでご準備ください）

衣類について

- 現在ご使用になられているものをご持参ください。（入院中に点滴や処置をすることがありますので、衣類は前開きのものが便利です。）下着も同様にご準備ください。
- 1日に何回か着替えをすることがありますので、1日2組程度ご準備ください。
- パジャマは、ご自身でご用意していただくか、当院の病衣（有料）を使用していただくかのどちらでも構いません。日中はふだん着で過ごされても構いません。

オムツについて

- オムツをご使用になられているお子さんは、現在ご自宅でお使いのものをお持ちください。また、おしりふきの準備もお願いいたします。

清潔道具について

- 洗面、沐浴や入浴、清拭（体を拭く）時などに使用いたしますので、以下のものをご準備ください。
バスタオル…3枚程度、フェイスタオル…3枚程度、ガーゼハンカチ（1歳前後の場合）…3枚程度
- 沐浴剤（1歳未満のお子さん）、ボディークリームや石鹸、シャンプー、歯みがき等
- くし、ブラシ、かみを結ぶものなど必要な方は、ご用意ください。

食事について

- 箸、スプーン、フォーク、コップ（落としても割れないもの）をご準備ください。

遊びについて

- おもちゃは1人3個くらいまででお願いいたします。
（1歳前後のお子さんは、ケガをしたり、飲み込んだりしないような安全なものをお選びください。）
- 玩具・文房具・生活用品等は自己管理でお願いいたします。ベッドサイドにある床頭台にはカギのかかる貴重品入れはありません。お子さんごとの相談の上、必要最低限なものをお持ちください。
- DVD、ゲーム機等をご持参された場合は、医療スタッフに声をおかけください。

学習について

- 小学生や中学生の方は勉強ができる時間がありますので、お子さんの自主性や症状にもよりますが、学用品をお持ちになっていただいても構いません。ご相談いただければと思います。

病院内での履物について

- 入院棟でお履きになる履物は、スリッパではなく、滑りにくい運動靴タイプなど安全で履きやすいものをご準備ください。

その他

- ティッシュペーパー 1箱
- ベビーカーや車いすをご持参し、病院でお預かりとなる場合は、間違いを防ぐためにお名前の明記をお願いいたします。
- 汚れた着替えなどを入れるために袋等をご準備ください。



3 入院生活について



入院後に受けられる検査や治療、手術について「入院診療計画書」や「クリニカルパス」などを用いてご説明いたします。検査や治療内容、看護の内容などについてご不明の点やご質問がございましたら遠慮なく、医師や看護師にお尋ねください。

① 入院中の看護体制について

当院では、患者さんの状態に応じて安全でよりよい看護サービスを提供できるよう、病棟によって看護師の配置を調整しております。原則として、付き添いの必要はありませんが、患者さんの病状等により、ご家族のご協力をお願いすることがあります。事情によりご家族の付き添いを希望される場合は、医師または看護師長にご相談ください。また、看護師だけではなく、小児病棟では保育士も配置しております。

② 入院中の1日の流れについて

- | | | |
|---------------|---|--|
| 6:00 ~ 8:00 | <ul style="list-style-type: none"> ◆起床 朝の検温（体温や、脈、血圧、体重などお子さんに状況に合わせて測ります。） 採血（状況によって採血があるときがあります。） 朝の身支度 | |
| 8:00 | <ul style="list-style-type: none"> ◆朝食 （手術や検査がある場合や状況によってはお食事が出ない場合もあります。） お食事が終わったら、歯磨きをしましょう。 | |
| 9:00 ~ 12:00 | <ul style="list-style-type: none"> ◆状況に合わせてお声かけします。 お薬のあるお子さんは、看護師がお薬をお持ちします。 午前中の検温（体温や、脈、血圧、体重などお子さんに状況に合わせて測ります。） | |
| 12:00 | <ul style="list-style-type: none"> ◆昼食 （手術や検査がある場合や状況によってはお食事が出ない場合もあります。） お食事が終わったら、歯磨きをしましょう。 | |
| 13:00 ~ 18:00 | <ul style="list-style-type: none"> ◆状況に合わせてお声かけします。 お薬のあるお子さんは、看護師がお薬をお持ちします。 昼の検温（体温や、脈、血圧、体重などお子さんに状況に合わせて測ります。） | |
| 18:00 | <ul style="list-style-type: none"> ◆夕食 （手術や検査がある場合や状況によってはお食事が出ない場合もあります。） お食事が終わったら、歯磨きをしましょう。 | |
| 19:00 ~ 21:00 | <ul style="list-style-type: none"> ◆自由にお過ごしください。 お薬のあるお子さんは、看護師がお薬をお持ちします。 夜の検温（体温や、脈、血圧、体重などお子さんに状況に合わせて測ります。） | |
| 21:00 | <ul style="list-style-type: none"> ◆消灯 ※沐浴や入浴、シャワーは日中に行います。また、院内学級をご利用するお子さんの場合は、午前、午後に治療の合間に授業があります。 ※テレビやDVD、ゲームはルールを決めて楽しみましょう。 | |

※お子さんの状況で変わることもあるかと思いますが、おおよその一日の流れになります。

③ 病院でのお食事について

- 食事は年齢や症状により、お子さんに合ったお食事をお出しいたしますが、食べにくい場合や食事の形態が合わないような場合は、医療スタッフにご相談ください。アレルギー等がある場合は、早めに医療スタッフにお伝えください。また、幼児食以上のお子さんは、午後3時におやつが出ます。
- 食欲状況を把握するため、摂取量をみていますので、お子さんが食べ終わった際には、摂取量の記録をお願いいたします。
- 間食・持ち込み食を摂取される場合、間食欄に記載をお願いします。同室には食事制限されているお子さんもおりますので、他のお子さんには食べ物をあげないようにお願いいたします。
- 哺乳びんや乳首は、入院棟で準備してありますが、特殊なものをお使いの方は、看護師にご相談ください。
- 母乳栄養の方は、看護師にご相談ください。
- 離乳食が始まっているお子さんの場合、果汁やヨーグルトをお持ちいただくことがあります。その際は、油性マジックで名前を書いて、冷蔵庫にお預かりいたします。
- 飲み物は、1日で飲みきれのサイズのお茶やジュースなどをご用意ください。
- ご家族の方の病室での飲食はご遠慮ください。病棟によっては、食堂、デイルームでご家族と一緒にお食事をしていただくことができます。また、付き添い食（有料・提供数制限有）をお出しすることができます。医療スタッフにお声をおかけください。

④ 面会について

- 面会の際はインターホンで、面会ができるかどうかご確認ください。
- 面会についてのご質問・ご希望がございましたら看護師にお申し出ください。
- 面会はお両親（保護者）、祖父母の方だけの面会とさせていただきます。感染管理のためベッドサイドでの面会は2名までとさせていただきます。ご了承ください。複数名でご面会にいらした場合は、交替しながらご面会ください。
- 体調不良時の面会をご遠慮ください。病棟に入る際は、必ず手洗いとマスク着用をお願いします。
- 面会の規則につきましては、ご親戚の方やお友達にもお知らせください。

⑤ 学校等について

- 長期に入院が必要なお子さんのために、当院内に茨城県立友部東特別支援学校があります。ご希望がございましたら、医療スタッフにお声をおかけいただきますようお願いいたします。



⑥ 入院中のご家族の駐車場について

- 入院患者さんのご家族の方へ患者さんお一人に対して、駐車場無料化カード1枚をお渡しいたします。ご帰宅時に警備員室（正面玄関脇）で、駐車券とともに無料化カードをご提出いただきますと、無料化の処理をいたします。
無料化カードは身体障害者専用駐車場では、利用できません。また、再発行はいたしませんので、紛失等、お取扱いにご注意ください。

ご家族の皆様へのお願い

保険証・各種医療受給者証は、入院後も毎月確認いたしますので、月初めになりましたら「入退院センター」へお持ちいただきますようお願いいたします。また、公費負担医療の申請手続きの方や、交通事故等の方の場合は、必ず「入退院センター」にお申し出くださるようお願いいたします。

4 病院からのお願い



●入院中に守っていただきたいこと

入院は、だれにとっても不安で、苦痛なことです。それでも治療しなければならない状況があります。よりよく、入院生活を送るために、以下のことにご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

① 迷惑・危険行為の禁止

- マナーを守った行動と、節度ある行動をお願いいたします。特に携帯電話のトラブルが増えておりますので、節度あるご使用をお願いいたします。
- 病院の敷地内は全て禁煙となっております。ご了承ください。
- 売買行為や勧誘等は禁じております。

② 外出・外泊・他医療機関受診について

- 外出・外泊をご希望の方は、必ず医療スタッフにご相談ください。無断での外出・外泊は禁止いたしております。お子さんの病状にもよりますが、希望しても外出・外泊ができない場合もありますので、よくご相談ください。
- 保険診療の制度では、入院中に他の医療機関を受診したり、薬の処方（内服薬、目薬、湿布、点鼻薬、軟膏等）を受けることは原則できません。やむを得ず、他の医療機関を受けるようなことがございましたら医師看護師等にお申し出ください。

③ 防災・防犯について

- 入院時に病棟内の非常口等をご確認ください。
- 非常時には、必ず医師・看護師・病院職員が誘導いたしますので、その指示に従って、落ち着いて行動してください。
- 非常時には、エレベーターは絶対に使用しないでください。
- 火災を発見した時、不審者を見かけた場合、また不審物がありましたら、すぐに医師・看護師・病院職員にお知らせください。
- 日中は警備員が院内巡視をしています。



●「医療安全」についての病院からのお願い

① お願い

- 携帯電話は、掲示してある留意事項を熟知した上で指定された場所でご使用ください。
- 院内における写真撮影および動画撮影はご遠慮ください。
- 電気器具の持ち込み等はご遠慮ください。
- 機器設備・建物設備等を重大な過失により破損した場合は、弁償していただくことがあります。
- 点滴や採血等の検査に際し、フルネームでお名前を確認いたします。ご協力お願いいたします。

② 転倒・転落について

- お子さんのベッドは年齢に合わせて適正なものを選択しておりますが、転落予防のため、お子さんより目を離す場合は、必ず幼児ベッドの柵を上限まで上げてくださいますようお願いいたします。

③ ネームバンドについて

- ネームバンド装着は、患者確認、点滴や輸血の確認に使います。入院中は外さないようお願いいたします。

④ 身体拘束について

- 治療上、お子さんの点滴抜去やチューブ抜去等を防ぐために、体の一部分を拘束する場合があります。入院時に同意書をいただきますので、医師・看護師からの説明をお聞きになり、ご同意いただければと思います。

⑤ 感染対策について

- 入院中はお子さんの免疫力も低下しておりますので、感染のリスクが伴います。院内感染対策にご協力下さい。
(別紙もご参照ください。)

マスク、手洗い等のご協力をお願いいたします。



⑥ 個人情報保護に関するお知らせ

- 当院では、安心して医療を受けていただくために、個人情報保護についても取り組んでおります。
- 病室入口へのお名前の表示については、看護師から入院時に説明させていただき、了解の得た患者さんのみ表示させていただいております。

⑦ カルテ開示について

- カルテ開示は医療支援課で対応させていただいております。何かございました下記にお問い合わせください。

病院医療支援課

電話：029-853-3902

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（土日祝日は除く）

5 お子さんの医療費に関する助成制度について



お子さんの医療費助成制度は状態によっていくつかございます。地域医療連携・患者相談支援センター等でご相談できますので、お気軽にお声かけください。

● 乳幼児医療費〈申請窓口：市役所〉

対象

0歳～小学校3年生のお子さまで、その父母などの所得が一定金額以下であり、各医療保険に加入している方。

A. 申請時必要書類

申請に必要な書類。市役所に持参して、医療福祉費受給者証の交付を受けることが必要です。

- ①乳幼児の加入している保険証 ②父または母名義の預金通帳 ③印鑑

B. 費用負担

県内の病院や診療所などにかかるときに、保険証と一緒に医療福祉費受給者証を提出すれば、健康保険の一部負担金を公費で助成する制度です。外来のときは、保健医療機関ごとに1日600円（月2回を限度、3回からは無料）、入院したときは1日300円（月3,000円限度）が自己負担となります。なお、入院時の食事療養費は助成対象外になります。

※市町村によっては、「所得制限なし」、「マル福自己負担金の助成」、「対象年齢拡大」など独自に制度を拡充している事例もありますので、詳しくはお住まいの市町村の担当課にお問い合わせください。

● 小児慢性特定疾病医療費助成制度〈申請窓口：保健所〉

対象

小児慢性特定疾病の医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

18歳未満で以下の疾患の方（引き続き治療が認められる場合は、20歳未満まで）

- (1)悪性新生物 (2)慢性腎疾患 (3)慢性呼吸器疾患 (4)慢性心疾患 (5)内分泌疾患
(6)膠原病 (7)糖尿病 (8)先天性代謝異常 (9)血液疾患 (10)免疫疾患 (11)神経・筋疾患
(12)慢性消化器疾患 (13)染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 (14)皮膚疾患

※注：該当の可否については医師にご確認ください。

A. 申請時必要書類

- ①小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書
②医療意見書
③医療意見書の研究利用に関する同意書
④医療保険情報照会同意書
⑤世帯全員の住民票
⑥世帯員の健康保険証の写し } 加入している医療保険により
⑦世帯の課税状況等確認書類 } 必要書類が異なります。
⑧印鑑
⑨返信用封筒（長3型 110円切手を貼付）

該当者のみ必要書類

- ⑩成長ホルモン治療用意見書
⑪人工呼吸器等装着者申請時添付書類
⑫重症患者認定関係書類
⑬同一世帯の小児慢性又は指定難病医療受給者証の写し

B. 費用負担

患者さんの自己負担限度額については、患者さんと同じ医療保険に加入する「世帯」の所得に応じて決定されます。

※必要書類および自己負担限度額は、患者さんの状況に応じて異なります。詳しくは、お住まいの地域の保健所へご確認ください。

● 養育医療〈申請窓口：市役所〉

対 象

下記のいずれかの症状を有し、医師が入院養育を必要と認める場合。

- 出生時の体重が2,000g以下
- 体重に関係なく、身体の発達が未熟のまま生まれた新生児

A. 申請時必要書類

※必ず、お子様の入院中に申請を行ってください。

- ①養育医療給付申請書
- ②養育医療意見書（医療機関の主治医が記入）
- ③世帯調書
- ④所得税額を証明する書類（前年分）
- ⑤健康保険証
- ⑥印鑑
- ⑦封筒（医療券送付先の郵便番号・住所・氏名を記入）と110円切手



B. 費用負担

養育医療の自己負担金は、世帯の所得税額に応じて徴収金基準月額が決定されます。

● 育成医療〈申請窓口：市役所〉

対 象

保護者の住所が県内にある18歳未満の児童で、以下の疾患区分に該当し、かつ、手術等により確実な治療効果が期待できる人。

- (1) 肢体不自由 (2) 視覚障害 (3) 聴覚・平衡機能障害 (4) 音声・言語機能障害
(5) 心臓障害、腎臓障害 (6) その他の内臓障害（先天性のものに限る） (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

※注1：該当の可否については医師にご確認ください。 ※注2：所得制限があります。

A. 申請時必要書類

申請には以下の書類が必要です。治療開始前に申請手続きが必要です。

- ①申請書（記名押印又は自筆による署名）
- ②意見書（指定育成医療機関の担当医師が作成したもの）
- ③市町村民課税証明書（証明項目が省略されていないもの）
- ④健康保険証
- ⑤印鑑
- ⑥110円または110円切手

※申請の際に必要な上記書類は市役所においてあります。

B. 費用負担

医療保険による患者の自己負担を公費で負担します。原則、かかる医療費の1割を自己負担して頂くことになりますが、「世帯」の市町村民税課税状況により自己負担上限があります。





小児病棟へ入院される方へ

筑波大学附属病院
University of Tsukuba Hospital

〒300-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1の1
お問い合わせ [入退院センター] 029-853-3567
[救 急 受 付] 029-853-3110